

令和元年7月24日（水）

第7回定例教育委員会秘密会

会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和元年7月24日(水)午後2時20分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委 員 豊島 秀範
委 員 長谷川浩子 委 員 足立 俊弘
委 員 蒲田 知子
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 丸 智彦 総務課長 森田康宏
指導課長兼小中一貫教育推進室長兼少年センター長 戸塚美由紀

○倉部教育長 ただいま事務局より追加議案が提出されました。追加議案については日程に追加し、直ちに議題とします。

追加議案第1号、令和2年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択については秘密会とすることを発議しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって追加議案第1号の審査は秘密会とすることに決定されました。関係者以外の職員の退席をいただき、審議を行います。傍聴者も含めて退席をお願いします。

(関係者以外退席)

○倉部教育長 これより議案について審査いたしますが、秘密会とされた議案の議事内容については、その秘密性が継続している間、秘密を漏らしてはならないこととされています。秘密を漏らすことは、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項、委員については、同法第12条第1項の規定に、また、事務局職員については、地方公務員法第34条第1項の規定に違反することとなりますので、念のため申し上げます。

追加議案第1号

○倉部教育長 追加議案第1号、令和2年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。

○戸塚指導課長 令和2年度使用小・中学校教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択につ

いて、提案理由です。令和2年度使用小・中学校教科用図書、文部科学省著作教科書のうちウの知的障害者用（☆本）、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するため、提案するものです。

先日、第2回教科用図書東葛飾東部採択地区協議会が開催され、先ほど述べました教科書が2ページ以降のように選定されました。我孫子市においても同様に採択することについてお伺いします。

なお、義務教育諸学校の教科書図書に関する無償措置法第13条第4項において、教科用図書東葛飾東部採択地区における我孫子市、柏市、鎌ヶ谷市の3市教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないとされていることを申し添えます。

小学校教科用図書は、ページが入っておりませんが、2ページにあるとおりです。来年から外国語が教科になるということで、外国語の教科書も採択されました。

次のページには中学校の教科書が一覧として載っております。中学校は今まで使っていたものと同じものになっております。

その次のページに特別支援学級の児童生徒が使う教科書について載っております。

その次をめくっていただきますと、これも特別支援学級の児童生徒が使います「9条本」と言われる本ですが、今年は3冊新しく採択されまして、全部で132冊になっております。以上を採択することについてお願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問があれば挙手をお願いします。

ごらんいただくためにちょっと時間をとりますので、ごらんください。

基本的には、小学校の英語を除き、従来使っていた教科書と同じということになると思います。

御質問等ございますでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

追加議案第1号、令和2年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書図書の採択について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第1号は可決されました。

○倉部教育長 以上で令和元年第7回定例教育委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時26分閉会